

ご利用手数料

▶ ご利用基本手数料[月額](消費税込み)

項目	インターネット利用	窓口利用
基本手数料◆	無料	3,300円

▶ ご利用料[1件あたり](消費税込み)

項目	インターネット利用	窓口利用
発生記録手数料◆	当行あて	440円
	他行あて	660円
譲渡手数料◆	当行あて	440円
	他行あて	660円
分割譲渡手数料◆	当行あて	440円
	他行あて	660円
開示手数料(※1)	無料	440円
入金手数料(※2)◆		220円
保証記録手数料◆		660円
変更記録手数料(※3)◆		660円
支払等記録手数料(※4)◆		660円
特例開示手数料(※5)		3,300円
特例変更記録手数料(※6)		2,200円
残高証明書発行手数料(継続発行・先日付発行)(※7)◆		2,200円
残高証明書発行手数料(過去日付発行)(※7)		4,400円
貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行手数料(※8)		1,650円
支払不能情報照会手数料(※9)		3,300円
中小企業倒産防止共済制度に係る証明書発行手数料(※10)		1,650円
特定記録機関変更記録手数料(※11)		4,400円

(2019年10月1日現在)

◆のご利用分は、ご利用の翌月15日(休日の場合は翌営業日)に口座引落となります。

《注1》各種記録請求後、請求者または請求の相手方により削除・取消・否認(みなし否認)があった場合でも、手数料が課金されます。

《注2》各種記録請求において、でんさいネットでエラーとなった場合でも、手数料が課金されます(一括記録請求によるエラーは除く)。

(※1) 基本的な項目の開示を求める場合の手数料です。その対象とならない特殊な項目の開示を求める場合には、特例開示の手続が必要となります。

(※2) 支払期日に、代金の受取人様にご負担いただく手数料です。

(※3) 内容を変更するでんさいの利害関係者が債務者と債権者の2者だけの場合の手数料です。

(※4) 支払期日前や期日経過後に、決済した旨の情報を記録する場合の手数料です。なお、支払期日の口座

間送金決済の場合には手数料はかかりません。

- (※5) 通常の開示の対象とならない特殊な項目の開示を求める場合の手数料で、書面手続が必要となります。
- (※6) 内容を変更するでんさいが既に譲渡されている等、利害関係者が 3 者以上の場合の手数料で、書面手続が必要となります。
- (※7) でんさいの残高証明書の発行を求める場合の手数料です。発行方式、指定する基準日により手数料が異なります。なお、残高証明書の発行者は電子債権記録機関であるでんさいネット(株)全銀電子債権ネットワーク)です。
- (※8) でんさいネットの取引停止処分を受けた債務者の支払不能でんさいを貸倒引当金勘定に繰り入れるために必要となる証明書(支払不能でんさいであることではなく、債務者について取引停止処分が科されていることの証明)の発行を求める場合の手数料です。なお、本証明書の発行者はでんさいネット(株)全銀電子債権ネットワーク)です。
- (※9) 自らに係る支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の内容について照会する場合の手数料です。なお、回答者はでんさいネット(株)全銀電子債権ネットワーク)です。
- (※10) 自らの取引先事業者(債務者)について「でんさいネットの取引停止処分」および「災害による支払不能」が発生していることに係る証明書の発行を求める場合の手数料です。なお、本証明書の発行者はでんさいネット(株)全銀電子債権ネットワーク)です。
- (※11) 特定記録機関変更記録を利用する場合の手数料です。別途、発生記録(債権者請求方式)手数料がかかります。

① ご注意事項

発生記録(債務者請求)において手数料を債権者負担とする場合、債権金額は支払金額から手数料を控除した金額となります。ただし、実際に当行へお支払いいただく手数料と、支払金額から控除する手数料の整合性はチェックいたしません。